

Newsletter:

ロシア対抗制裁法が本日付で成立。欧米の制裁の順守行為に刑事責任を課す法案は第二読会にて審議中。

一連の対抗制裁には、外国企業の経済活動の禁止・制限や欧米の制裁を順守する行為に対する刑事罰などが含まれます。

2018年6月4日

米国の経済制裁に対する対抗措置として、2018年4月13日及び5月14日に、それぞれ下記の2つの法律の法案がロシア国会下院に提出されました。

- “対抗制裁法” – 米国及び（又は）諸外国の非友好的行動に対する対抗措置に関する連邦法
- “刑事責任法案” – ロシア連邦刑法に関する改正実施案（未だ法案として国会審議中）

これらの立法により、外国企業の経済活動に重大な影響が生じる可能性や、刑事責任を科されるおそれが生じることになるため、これらを念頭に入れてロシアでの事業活動を行うことが重要です。

これらの対抗制裁法に関する主要なポイントは以下のとおりです。

1 刑事責任法案

1.1 法案の状況

刑事責任法案は、2018年5月15日に国会下院の第一読会を通過しました。ロシア実業界からの反発を受け、第二読会は延期されており、開催予定日は現時点では確定していません。

1.2 法案の内容

1.2.1 刑事責任の対象となる行為

現時点での刑事責任法案では、ロシアに対する既存の制裁の支援又は新たな制裁の導入の促進をした者に対して新たに刑事罰を科することが提案されています。具体的には、法案では、次の2つの行為が新たな刑事責任の対象となると定められています。

- a) 外国による制裁を順守する目的で行われた行為で、ロシア企業等の通常の事業活動に制約を加えることとなる行為
- b) 外国又は国際機関によるロシア企業等に対する新たな制裁の導入を意図的に促進する行為

上記の a) の行為については最大 60 万ルーブルの罰金又は最長 4 年間の懲役刑、b) の行為については最大 50 万ルーブルの罰金又は最長 3 年間の懲役刑が科される可能性があります。懲役刑に罰金が併科される可能性もあり、量刑は最終的には裁判所によって決定されます。

1.2.2 刑事罰の対象となりうる行為の例

上記 1.2.1 a) の文言からも見て取れるように、法案で定められた刑事罰の対象となる行為の範囲は広く解釈される可能性があります。少なくとも、下記の行為はその対象となる可能性があると考えられます。

- (i) ロシア企業等との既存の契約の解約
- (ii) ロシア企業等との既存の契約に基づく義務の履行の拒絶
- (iii) 公共契約の締結又は相手方の性質上拒絶することが慣例的ではない契約の締結の拒絶

1.2.3 誰が刑事罰の対象となるか

ロシアの刑事法上、個人（自然人）のみが刑事責任の対象となります。そのため、ロシアに対する制裁を順守するために法人が行った行為については、その意思決定を行った責任者が、刑事責任の対象となります（例えば、ロシア企業との契約を解約することを決定した取締役等）。

2 対抗制裁法

2.1 立法状況

対抗制裁法は、2018年6月4日付で大統領により署名され、直ちに施行されました。

2.2 法律の内容

2.2.1 誰が対抗制裁の対象となるか

対抗制裁法では、ロシア連邦の大統領及び政府は、下記の国、自然人及び法人（“制裁対象”）の行為・活動に対して、対抗制裁を課すことができるものとされています。

- 非友好国
- 非友好国の市民
- 非友好国で設立された法人
- これらにより直接又は間接に支配されている法人若しくはその関連会社

2.2.2 非友好国とは

米国以外のいずれの国が「非友好国」として指定されるかという点は、明確ではありません。対抗制裁法では、ロシアに対して非友好的な行動を取った国を非友好国として推定することができるものと定めています。非友好的な行動としては、例えば、ロシア、ロシア企業及びロシア市民に対する経済的・政治的制裁の導入などが含まれます。この点については、最終的にはロシアの大統領及び政府によって決定され、今後の更なる政治的状況によっても変化しえます。

2.2.3 取りうる対抗制裁の種類

対抗制裁法では、対抗制裁として下記の活動を禁止又は制限することができると定められています。

- a) 制裁対象との国際協力
- b) 制裁対象からロシアへの製品・資材の輸入
- c) ロシアから制裁対象への製品・資材の輸出
- d) 制裁対象によるロシアの公的機関や政府保有企業に対する業務・サービスの履行
- e) 制裁対象によるロシア及び地方自治体の資産の民営化への参画並びにロシアを代理した各取り決めに関する業務の履行

これらに加えて、同法は、ロシア大統領に対して、その裁量で上記以外のいかなる制裁を課す権限をも付与するとしています。

2.2.4 外国企業への影響

対抗制裁法は、制裁対象の範囲を限定するための基準を置いていません。そのため、非友好国の法人又はその法人によって支配されている法人であれば、どのような法人であっても、ロシア大統領及び政府がその事業、製品及びサービスに対して制裁を拡大すると決定すれば、制裁の対象となりうることとなります。

外国企業それ自体が制裁対象とならない場合であっても、非友好国の取引先との取引が禁止又は制限されるといった形で、同法により間接的に影響を受ける可能性があります。

注：本クライアントアラートに記載されている情報は全て公の情報元に基づくものです。本クライアントアラートの作成者はこの情報に基づきなされたいかなる意思決定の結果についても責任を負いません。

ご質問や更に詳しい情報などのご要望がありましたら、ALRUD パートナーの Anton Dzhuplin 又は Andrey Zharskiy までお気軽にご連絡下さい。

ALRUD Law Firm

Skakovaya st., 17, bld. 2, 6th fl., Moscow, Russia, 125040
T: +7 495 234 96 92, F: +7 495 956 37 18, E: info@alrud.com
alrud.com



Anton
Dzhuplin

パートナー

コーポレート、バンキング&ファイナンス、キャピタルマーケット

E: adzhuplin@alrud.com



Andrey
Zharskiy

パートナー

エネルギー、天然資源&インフラストラクチャー、不動産

E: andrey.zharskiy@alrud.com